

平成21年度税制改正のポイント(その1)
～国内課税に関する主要な改正～

本ニュースレターでは、平成21年度の税制改正について、法人税に関する主要な改正点のうち、国内課税に関する部分の解説を行います。

I 中小企業関連税制

1. 中小法人等の法人税率の特例

中小法人等下記に掲げる一定の法人については、一般の法人と比較して、担税力が低いと考えられており、政策的見地から、その税負担の軽減を図るため、所得の金額のうち、年800万円以下の部分に対する法人税の税率は22%とされており、また、公益法人等の所得に対する法人税の税率は、一律22%とされています。

しかしながら、今般の金融資本市場の混乱等による世界経済の減速を受けて、中小企業の経営を税制面から支援する必要があることから、平成21年度税制改正では、中小法人等の法人税の税率について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの時限立法として、この期間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税率が18%(改正前は22%)に引き下げられることとなりました。

法人の種類	800万円以下の部分		800万円超の部分
	改正前	改正後	
中小法人等(注)	22%	18%	30%
公益法人等	22%	18%	22%

(注) 内国法人である普通法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの、一般社団法人等、人格のない社団等指します。

2. 欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置の一部除外

法人税法上は、法人税の各事業年度の所得の計算において欠損金が生じた場合で、欠損金が生じた事業年度の前事業年度に法人税の納税額があった場合には、前事業年度に繰戻しを行い、前事業年度の所得金額に占める繰戻す欠損金の割合分だけ法人税の還付を受けることができることとされています。

もともと、この欠損金の繰戻しによる還付の制度は、わが国の税収動向・財政事情に鑑み、赤字申告をしている法人にも課税の適正・公正の観点から何らかの負担を求める必要があるとの理由から、平成4年以降、中小企業者の設立後5年間事業年度及び法人の解散や事業全部の譲渡その他の欠損金の繰越控除が見込めない一定の事実が生じた場合を除き、適用停止の措置が採られています。

しかしながら、1と同様に中小企業の経営を支援する必要から、平成21年度税制改正においては、欠損金の繰戻しによる還付の適用停止の措置の対象から、資本金の額が1億円以下である普通法人等一定の法人が除外され、これらの法人の各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとなりました。

なお、上記の改正は、平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額から適用されることに注意が必要です。

II 事業再生関連税制

1. 資産の評価損益の計上・期限切れ欠損金の控除

税制面で企業の再生を支援するため、内国法人について、(i)会社更生法の更生計画認可の決定があった場合、

本ニュースレターの執筆者



なかむら たくひろ
中村 慈美
税理士



やまだ ひろし
山田 裕貴
アソシエイト
弁護士

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話:03-5562-8352 E-mail: info@jurists.co.jp)

(ii)民事再生法の再生計画認可の決定その他これに準ずる一定の事実が生じた場合には、当該内国法人は、一定の資産について、資産の評価損益を計上すること、及びいわゆる期限切れ欠損金を青色欠損金よりも優先的に損金算入することが認められています。

これまでは、上記(i)、(ii)の場合に評価損を損金に算入できる対象となる資産に債権は含まれておらず、貸倒引当金を計上する等の方法で処理されておりました。しかし、貸倒引当金の計上による間接的な評価減では、毀損した債権について十分に評価をすることが困難であるとの指摘がなされていたことから、平成 21 年度税制改正において、債権も、評価損を損金に算入できる対象資産に含まれることとされました。

また、平成 21 年度税制改正では、地域や中小企業にも配慮した企業再生税制を実現する観点から、上記(ii)の民事再生に準ずる一定の事実該当するための要件について、①株式会社地域力再生機構の関与した私的整理を追加する、②2 以上の金融機関等の債務免除要件について、債務免除をする債権者 2 者のうち、一方が地方公共団体でよいこととする、③債務免除要件について、自己に対する債権の現物出資を受ける場合(いわゆる DES)についても債務免除があった場合と同様の取扱いとする、④専門家関与に関する要件について、中小規模再生(有利子負債の額が 10 億円未満の企業再生)においては、関与すべき専門家の人数の最低限度が 2 人(現行 3 人)とするとの変更が加えられることとなりました。

さらに、上記(ii)の民事再生等の場合には、評価損益の計上対象となる資産の評価差額の最低限度が 1,000 万円とされており、中小企業には利用しにくいものでありましたが、中小規模再生の場合、これが 100 万円に引き下げられることとなりました。

2. 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額の還付

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除・還付制度については、過大税額に還付加算金を付すことは妥当ではない等の観点から、更正により減少

する部分の金額で仮装経理した金額に係るものは、直ちに還付、充当するのではなく、その更正の日の属する事業年度開始の日から 5 年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額から順次控除することとされています。

これについて、企業再生の際の資金繰りを援助するという観点等から、会社更生法の規定による更生手続開始の決定、民事再生法の規定による再生手続開始の決定等の事実が生じた場合には、仮装経理に係る法人税額の還付を請求することができることとなりました。また、還付請求の手続や還付加算金の計算等について所要の整備が行われました。

上記の制度につきましては、平成 21 年 4 月 1 日以後に会社更生手続開始決定等の事実が生じた場合について適用されます。

Ⅲ 土地関連税制

1. 特定の長期所有土地等の所得の特別控除制度

土地取引が減少の傾向にある近時の状況を踏まえ、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を推進することを目的として、法人が(個人についても類似の制度が創設されました)、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間に土地等を取得し、その所有期間が 5 年を超えた後に売却した場合には、その譲渡益から最大 1000 万円が控除される制度が新たに創設されました。

なお、上記の所有期間については、土地等を取得した日の翌日からその土地等を譲渡した日の属する年の 1 月 1 日までの期間が 5 年を超える必要がある点に留意が必要です。

2. 土地等を先行取得した場合の課税の特例

上記 1.と同様に土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を推進することを目的として、法人が(個人についても類似の制度が創設されました)、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に、土地等(先行取得土地等)を取得し、その取得の日を含む事業年度終了の日後 10 年以内に、所有する他の土地等を譲渡したときは、先行取得土地等について、他の土地等の譲渡益の 80%(先行取得土地等が平成 22 年 1 月 1 日から同年 12

月 31 日までに取得されたもののみである場合には 60%)に相当する金額を限度として、圧縮記帳をすることができるとする制度が創設されました。その結果、他の土地等の譲渡益に対する課税が、先行取得土地等の譲渡益に対する課税がなされる時点まで繰り延べられることとなります。

なお、この制度の適用を受けようとする場合には、先行取得土地等の取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、その取得をした先行取得土地等につき、この規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出することが必要である点に留意が必要です。

IV 省エネルギー・新エネルギー関連税制

省エネルギー・新エネルギー設備等に対する投資を促進する観点から、エネルギー需給構造改革推進設備等(例えば太陽光発電装置等)については、一定の要件の下に、基準取得額の 30%の特別償却等が認められております。

平成 21 年度税制改正では、引き続き、企業による省エネ・新エネ設備等、省エネ性能の高い製品等に対する投資を促進すべく、平成 22 年 3 月 31 日までとされていた上記エネルギー需給構造改革推進設備投資促進税制の適用期限を 2 年延長するとともに、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をした場合、一定の要件の下に、エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却が出来ることとなり、さらなる投資減税措置が図られました。

また、資源価格の高騰・変動に対応した産業構造への転換を図るため、産業活力再生特別措置法の改正によって定められる、資源生産性革新計画(一定以上の省エネ効果のある設備投資計画等が対象)又は資源制約対応製品生産設備導入計画(一定以上の省エネ性能を持つエアコンや冷蔵庫等を生産する設備導入の計画等が対象)に記載された設備等の取得価額については、平成 24 年 3 月 31 日までの設備等の取得について、その 30%(建物等については 15%)相当額の特別償却が出来る制度が創設されること

となり、上記にて説明したエネルギー需給構造改革推進設備等と同様に投資減税措置が図られました(なお、平成 23 年 3 月 31 日までに取得等をした場合は、即時償却が可能です)。

今回のニューズレターでは、引き続き国際課税に関する主要な改正を解説します。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)

電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714

E-mail : info@jurists.co.jp URL : <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2009